

掲 示（平成23年度 首里城公園植物維持管理工事）

一般競争入札（簡易型総合評価落札方式）について次のとおり掲示する。

なお、本工事に係る決定及び契約締結は、当該工事に係る平成23年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

1. 掲 示 日 平成23年2月25日（金）

2. 掲示責任者 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
契約職 理事長 富田 祐次

3. 担 当 課 〒903-0815 沖縄県那覇市首里金城町1丁目2番地
財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団
首里城公園管理センター 管理課
電 話 098-886-2020
FAX 098-886-2022

4. 工事の概要

- (1) 工 事 名 平成23年度 首里城公園植物維持管理工事
- (2) 工事場所 首里城公園
- (3) 工事内容 公園に植栽されている植物の維持管理を行うものである。
- (4) 概算数量
高木類1,700本、低木類750㎡、芝生地21,600㎡
草地16,800㎡、多年草2,400㎡
- (5) 工事期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日
- (6) 本工事は、工事実施計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式の工事である。
- (7) 本工事の全ての入札者は、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。ただし以下の点に留意すること。
 - 1) 入札は紙入札とし、参加者は工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して提出すること。
 - 2) 工事費内訳書の内容は、員数、単価及び種目、科目、中目及び内訳明細に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示すること。（様式自由）
- (8) 本工事の支払いは、前払い金は無し、既済部分払い4回／年及び完成払いとする。

5. 技術資料を提出する対象者に係る事項（技術資料提出参加者）

- (1) 沖縄県内に本社・支社又は営業所を有すること。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立が成されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 次に掲げる基準を満たす工事責任者を当該工事に専属で配置することとし、会社に所属している証明（雇用保険被保険者証）を提出すること。
- 1) 現場代理人は、一級又は二級造園施工管理技士の資格を有する者であること。
 - 2) 配置予定作業員は、施工上必要な免許、資格等を有すること。
 - ア *小型移動式クレーン運転技能講習修了者
 - イ 玉掛技能講習修了者
 - ウ *高所作業車の運転の業務に係る特別教育修了者
 - エ *小型車両系建設機械（整地、運搬、積み込み及び掘削用）の運転業務に係る特別教育修了者
 - オ 刈り払い機取り扱い作業安全衛生教育修了者
 - カ 玉掛技能講習修了者
 - キ 伐木等の業務に係る特別教育修了者
 - ク チェンソー取り扱い業務に係る特別教育修了者
* 印は、道路上を走行させる運転を除く。
- (3) 沖縄総合事務局「有資格業者公表名簿」または沖縄県の「建設業者格付名簿」の造園工事業に登録されていること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
- 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生手続が存続中の会社の関係で有る場合は除く。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合。
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係に有る場合。
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
 - 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合、上記1)又2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (5) 過去2年間に於いて受託した植物維持管理工事（業務）において、履行状況が著しく劣っている者でないこと。

6. 技術資料の作成及び提出に係る事項

(1) 技術資料作成要領の交付

- 1) 交付期間 平成23年2月25日（金）から平成23年3月2日（水）までの毎日、午前9時から午後5時まで。
- 2) 交付場所 (ア) 財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団 経営管理課 庶務係
〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地
電話 0980-48-3645

FAX 0980-48-3900

(イ) 財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団

首里城公園管理センター 管理課 庶務係

〒903-0815 沖縄県那覇市首里金城町1丁目2番地

電話 098-886-2020

FAX 098-886-2919

- 3) 受領方法 交付場所で直接受領するものとする。※郵送は行っていない。
4) 費用 実費

(2) 参加表明書提出期限

「5.技術資料を提出する対象者に係る事項」を満たし、技術資料を提出しようとする者は、6.(1).2)の交付場所にて技術資料作成要領を入手し、同封された「参加表明書」を平成23年3月2日(水)の午後5時までに6.(1).2). (ア)の交付場所へ持参、郵送(必着)、FAXのいずれかで通知するものとする。

※持参する場合は、土日祝祭日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(3) 技術資料の提出方法

- 1) 技術資料の作成は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。
2) 提出方法は、持参もしくは郵送。(郵送については、提出期限日必着とする)
3) 受付期間は、平成23年3月3日(木)から平成23年3月10日(木)までの土日祝祭日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
4) 受付場所 財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団 経営管理課 庶務係
〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地
電話 0980-48-3645
FAX 0980-48-3900
5) 提出部数 正3部とする。

7. その他

(1) 手続き等についての問い合わせ先

問い合わせは、技術資料提出期限の前日までに質問状により6.(3).4)の受付場所へ持参又は郵送(書留)により行うものとし様式は自由とする。

※持参する場合は、土日祝日を除く期間中毎日、午前9時から午後5時まで。

(2) 技術資料の審査基準日は、技術資料提出期限日とする。

平成23年2月25日

財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団
契約職 理事長 富田 祐次